

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例等の一部を改正する条例  
をここに公布する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第二十号

#### 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例等の一部を改正する条例

##### 正する条例

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第一条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十二年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税)</p> <p>第二条 法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間(以下「計画期間」という。)の初日から令和七年三月三十一日までの間(計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については、計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの間とする。)に、半島振興対策実施地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める税率により課税する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 不動産取得税 新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第五十八条の規定にかかわらず、次に掲げる取得する不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める率とする。</p>	<p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税)</p> <p>第二条 半島振興対策実施地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める税率により課税する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 不動産取得税 新設又は増設に係る特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間(以下「計画期間」という。)の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第五十八条の規定にかかわらず、次に掲げる取得する不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める率とする。</p>

<p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号)第二条第一項若しくは地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号)以下この項において「地域条例」という。)第二条第一項の規定により課税免除された場合又は地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>	<p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号)第二条第一項、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号)以下この項において「地域条例」という。)第二条第一項若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例(令和三年広島県条例第十五号)第三条第一項の規定により課税免除された場合又は地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。</p>
--	--

(離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第二条 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第二条 法第二条第二項の規定による公示の日(その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。)から令和七年三月三十一日までの間に、離島振興対策実施地域のうち法第四条第一項に規定する離島振興計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域(以下「産業振興促進区域」という。)内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める額を課税しないものとする。ただし、事業税については当該課税しない最初の年度以降三箇年度、固定資産税については地方税法第三百四十二条の規定によって市町が特別償却設備に対し、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降三箇年度のものに限る。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 産業振興促進区域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除</p>	<p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p> <p>第二条 離島振興対策実施地域内において特別償却設備を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目につき、それぞれ当該各号に定める額を課税しないものとする。ただし、事業税については当該課税しない最初の年度以降三箇年度、固定資産税については地方税法第三百四十二条の規定によって市町が特別償却設備に対し、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降三箇年度のものに限る。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該</p>

<p>改正後</p> <p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p>	<p>改正前</p> <p>(事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除)</p>
<p>3 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>3 この条例は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>3 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>3 この条例は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>3 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>3 この条例は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>3 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>3 この条例は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>3 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>3 この条例は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

に関する条例(令和三年広島県条例第十五号)第三条第二項に規定する個人を除く。)でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、公示日の属する年以後の各年のその者のこれらの事業による所得金額に対して課すべき事業税を課税しないものとする。ただし、当該課税しない最初の年度以降五箇年度のものに限る。

3 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。)第二条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十二年広島県条例第一号)第二条第一項若しくは地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、法第二条第二項の規定により離島振興対策実施地域として公示された日の属する年以後の各年のその者のこれらの事業による所得金額に対して課すべき事業税を課税しないものとする。ただし、当該課税しない最初の年度以降五箇年度のものに限る。

3 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。)第二条第一項若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例(令和三年広島県条例第十五号。以下「過疎条例」という。)第二条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十二年広島県条例第一号)第二条第一項若しくは地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

5 第二項の規定は、同項に規定する者が、過疎条例第三条第二項の規定により課税免除された場合には、適用しない。

附則

附則

第三條 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例(令和三年広島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

第三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。)第二条第一項の規定により課税免除された場合又は地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

第三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、同項に規定する者が、同一の特別償却設備に係る同項に規定する県税につき、離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成五年広島県条例第十九号。以下「離島条例」という。)第二条第一項若しくは地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号。以下この項において「地域条例」という。)第二条第一項の規定により課税免除された場合又は半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十二年広島県条例第一号)第二条第一項若しくは地域条例第四条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

5 第二項の規定は、同項に規定する者が、離島条例第二条第二項の規定により課税免除された場合には、適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(この条において「新半島条例」という。)第二条の規定は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。)以後に新半島条例第一条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例第一条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

(離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置等)

第三条 第二条の規定による改正後の離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(以下「新離島条例」という。)第二条第一項の規定は、施行日以後に新離島条例第一条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(以下「旧離島条例」という。)第一条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧離島条例第二条第二項に規定する事業を行う個人について、当該事業による所得金額に対して課すべき事業税があるときは、第二条の規定による改正にかかわ

らず、なお従前の例による。

- 3 離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画（以下「離島振興計画」という。）が定められた日（当該計画が変更された場合は変更された日。以下この項において同じ。）から三十日を経過する日以前に、新離島条例第三条に規定する申請期限又は申告期限を経過した場合には、同条の規定にかかわらず、これらの期限は離島振興計画が定められた日から三十日以内とする。

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第四条 第三条の規定による改正後の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除に関する条例（以下「新過疎条例」という。）第三条第一項の規定は、施行日以後に新過疎条例第三条第一項に規定する特別償却設備の取得等をした者に適用し、施行日前に特別償却設備の取得等をした者については、なお従前の例による。

- 2 新過疎条例第三条第二項の規定は、施行日以後に新たに同条第二項に規定する業を行う者に対して課すべき事業税に適用し、施行日前に同項に規定する業を行う者に対して課すべき事業税については、なお従前の例による。